

1 全体事項

- (1) 事業計画当初より環境負荷低減を図るため、CASBEE（建築環境総合性能評価システム）を活用し、省エネルギー・低炭素化、良好な室内環境の確保、BCP（緊急時事業継続計画）に配慮した建築設計とするとともに、その具体的な内容を環境影響評価準備書に記述すること。
- (2) 現病院と新病院の事業規模及び事業が及ぼす環境影響についての差別的な評価を行い、その結果を具体的に環境影響評価準備書に記述すること。
- (3) 現病院の解体による環境影響について、配慮する事項を環境影響評価準備書に記述すること。
- (4) 文献調査によれば、計画地は、長町-利府断層に近接していること、また、自然堤防と谷底平野の境界に位置し、断層の活動によっては予期しない応力の発生が懸念されることから、地盤調査結果に応じて建物の構造及び配置を検討すること。
- (5) 宮城県の広域防災拠点構想の計画の進捗状況に応じて、同計画との連携を図り、可能な限りこの地域全体での環境負荷低減及び良好な環境の創出に向けた取り組みを検討すること。

2 個別事項

(大気環境)

- (1) 供用後の有害物質及び感染性物質の影響について、簡略化項目とするとともに、具体的な処理方法を環境影響評価準備書に記述すること。
- (2) 施設の稼働（ヘリポート）に伴う騒音及び低周波音の影響について、住民との環境コミュニケーションのためにも、ドクターヘリの発着頻度に応じて簡略化項目又は選定項目とし、過去の環境影響評価の事例の活用等により、その影響を予測すること。
- (3) 入院患者にとっては病院が居住環境となることから、院内における外部施設からの騒音に配慮すること。

(水環境)

- (4) 供用後の有害物質及び感染性物質の影響について、簡略化項目とするとともに、具体的な処理方法を環境影響評価準備書に記述すること。
- (5) 地下水位の調査期間が6ヶ月と短いことから、関係地域内の地下水位データを参照しながら、調査すること。

- (6) 建築物等の出現による水循環への影響について、環境影響評価項目として選定し、その変化を概算で示すとともに、必要に応じて浸透施設の設置等を検討すること。

(植物、動物及び生態系)

- (7) 計画地内の既存樹木について、伐採・保存・移植の選定基準及び数量を明確に示すとともに、新たに植栽する樹種も含めて、植物、動物、景観への影響や地域住民の要望等に可能な限り配慮した緑化計画を検討し、その具体的な内容を環境影響評価準備書に記述すること。

- (8) 近隣の公園には希少動物種の生息情報があり、同種は小さい緑地が面的に複数存在するなどの条件が揃うことで生息できる種であることから、計画地の調査に加え、近隣の公園での調査も実施すること。

(廃棄物等)

- (9) 供用後の感染性廃棄物の具体的な処理方法を環境影響評価準備書に記述すること。

(温室効果ガス等)

- (10) 温室効果ガス等への影響について、メタン及び一酸化二窒素の発生が考えられることから、その他の温室効果ガスを環境影響評価項目として選定するとともに、建築物等の建築に伴って発生する非エネルギー由来の二酸化炭素も選定すること。
- (11) オゾン層破壊物質及びその代替物質の使用について、配慮項目とし、その内容を具体的に環境影響評価準備書に記述すること。